第二十四条第一項中「第二十六条」を「第二十八条」に改め、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、法第四十二条第一項の決定があった場合であって、当該写し又は当該証拠説明書中に当該決定に係る個人特定事項が記載された部分があるときは、当該写し又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した書面を相手方に送付しなければならない。

第二十四条に次の一項を加え、同条を第二十六条とする。

4　前項ただし書の規定により送付する書面については、第二十三条の規定を準用する。

第二十三条の見出し中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十一条第四項」に改め、同条第二項中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十二条の見出し中「第三十条」を「第三十一条」に改め、同条第一項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第二十四条とする。

第二十一条の見出し中「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同条第二項中「第四十条」を「第四十一条」に改め、第六章第一節中同条を第二十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（個人特定事項に代わる事項を記載した書面の様式・法第四十二条等）

第二十三条　法第四十二条第三項の規定により読み替えて適用する法第二十五条の規定により送達する書面には、法第四十二条第一項の決定に係る個人特定事項が記載された部分について、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した旨を記載し、裁判所書記官が記名押印しなければならない。

第二十条の見出し中「第二十三条」を「第二十四条」に改め、同条第一項中「第二十三条第二項」を「第二十四条第二項」に改め、同項第五号中「第四十条」を「第四十一条」に改め、同号中「（平成八年法律第百九号）」を削り、同条第二項中「第二十三条第二項第二号」を「第二十四条第二項第二号」に改め、同条を第二十一条とし、第五章中第十九条の次に次の一条を加える。

（検察官に対する調査嘱託・法第二十二条）

第二十条　裁判所は、法第二十二条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第二十二条第一項又は同条第三項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときは、検察官に調査を嘱託することができる。

2　前項に規定する嘱託を受けた検察官は、同項に規定する個人特定事項に係る者の連絡先を調査し、その他必要な調査をした上で、裁判所に調査結果の報告をしなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号。以下「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中刑事訴訟規則目次、第八十七条及び第九十一条の改正規定並びに同規則第九十二条の二の次に一条を加える改正規定は、改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（秘匿措置に関する経過措置）

第二条　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条において「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）第百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第百八十一条第三項の罪若しくは従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条の罪若しくはその未遂罪又は刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪に係る事件は、この規則の第二条の規定による改正後の少年審判規則（以下この条において「新少年審判規則」という。）第七条第三項（第一号に係る部分に限る。）、第十七条第五項（第一号イに係る部分に限る。）及び第十九条の三第二項（第一号イに係る部分に限る。）（第二十九条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定の適用については改正法第一条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下この条において「新刑事訴訟法」という。）第二百七十一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなし、新少年審判規則第二十四条の二第二項（第一号イに係る部分に限る。）の規定の適用については新刑事訴訟法第二百一条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

（刑事訴訟規則施行規則の一部改正）

第三条　刑事訴訟規則施行規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「抄本」の下に「等」を加える。

（国税庁監察官の行う捜査に関する刑事訴訟規則の適用に関する規則の一部改正）

第四条　国税庁監察官の行う捜査に関する刑事訴訟規則の適用に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

「第百六十五条第二項」を「第百六十五条第一項」に改める。

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第五条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三十四条」の下に「から第三十四条の三まで」を加える。

第四十三条の表第百七十八条の十五第二項、第百八十七条の三第三項、第二百十七条の十二（第二百十七条の二十九において準用する場合を含む。）の項中「第百七十八条の十六第二項」を「第百七十八条の十六第三項」に改める。

（不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則の一部改正）

第六条　不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則（平成二十三年最高裁判所規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「第二百九条第四項」を「第二百九条第一項」に、「訴因又は罰条を追加、撤回又は変更する書面」を「訴因変更等請求書面」に改める。

第八条第一項中「及び第百七十八条の十一」を「及び第百七十八条の十二（第三項を除く。）」に、同項の表第百七十八条の十一第一項及び第二項の項中「第百七十八条の十一第一項」を「第百七十八条の十二第一項」に改める。

最高裁判所長官　戸倉　三郎

府令

○内閣府令第八十三号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の規定に基づき、消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年十二月二十五日

内閣総理大臣　岸田　文雄